

衆議院 經濟産業委員會 議 録 第 十 一 号

平成二十七年四月二十四日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

- 委員長 江田 康幸君
- 理事 佐藤ゆかり君
- 理事 田中 良生君
- 理事 八木 哲也君
- 理事 鈴木 義弘君
- 青山 周平君
- 石川 昭政君
- 大見 正君
- 加藤 鮎子君
- 勝侯 孝明君
- 木村 弥生君
- 工藤 彰三君
- 塩谷 立君
- 関 芳弘君
- 武村 展英君
- 野中 厚君
- 細田 健一君
- 宮崎 政久君
- 盛山 正仁君
- 神山 洋介君
- 田嶋 要君
- 馬淵 澄夫君
- 落合 貴之君
- 篠原 豪君
- 藤野 保史君
- 野間 健君

- 經濟産業大臣 宮沢 洋一君
- 經濟産業副大臣 山際大志郎君
- 經濟産業副大臣 高木 陽介君
- 經濟産業大臣政務官 関 芳弘君

第一類第九号 經濟産業委員會議録第十一号

平成二十七年四月二十四日

政府特別補佐人 (公正取引委員会委員長)	杉本 和行君
政府特別補佐人 (原子力規制委員会委員長)	田中 俊一君
政府参考人 (内閣官房原子力規制組織 等改革推進室長)	中井徳太郎君
政府参考人 (総務省総合通信基盤局電 波部長)	富永 昌彦君
政府参考人 (經濟産業省大臣官房商務 流通保安審議官)	寺澤 達也君
政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議 官)	三木 健君
政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議 官)	土井 良治君
政府参考人 (資源エネルギー庁長官)	上田 隆之君
政府参考人 (資源エネルギー庁長官 汚染水特別対策監)	糟谷 敏秀君
政府参考人 (資源エネルギー庁省工 業部)	木村 陽一君
政府参考人 (資源エネルギー庁資源・ 燃料部長)	住田 孝之君
政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ ガス事業部長)	多田 明弘君
政府参考人 (原子力規制庁原子力規制 部長)	櫻田 道夫君
参考人 (東京電力株式会社代表執 行役社長)	廣瀬 直己君
經濟産業委員會専門員	乾 敏一君

補欠選任	宮崎 謙介君
補欠選任	木村 弥生君
補欠選任	務台 俊介君
補欠選任	武部 新君
補欠選任	馬淵 澄夫君
補欠選任	仲享君
補欠選任	篠原 豪君
補欠選任	盛山 正仁君
補欠選任	大野敬太郎君
補欠選任	穴見 陽一君

中小企業のEPA・FTAの利用促進に関する陳情書(大阪市中央区本町橋二の八 佐藤茂雄)(第九〇号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
電気事業法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第二九号)

○江田委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、電気事業法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、参考人として東京電力株式会社代表取締役社長廣瀬直己君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣官房原子力規制組織等改革推進室長中井徳太郎君、総務省総合通信基盤局電波部長富永昌彦君、經濟産業省大臣官房商務流通保安審議官寺澤達也君、經濟産業省大臣官房審議官三木健君、經濟産業省大臣官房審議官土井良治君、資源エネルギー庁長官上田隆之君、資源エネルギー庁長官上田隆之君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長住田孝之君、資源エネルギー庁資源・燃料部長木村陽一君、資源エネルギー庁省工業部部長多田明弘君及び原子力規制庁原子力規制部長櫻田道夫君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○江田委員長 御異議なしと認めます。よって、

第一類第九号 經濟産業委員會議録第十一号

平成二十七年四月二十四日

そうしたことも踏まえまして、新しい規制基準では、施設内でのいわゆる内部漏水、あるいは場合によっては津波のような外部からの浸水、そういったものがあっても安全機能を損なわないということをお求めしております。

具体的には、非常用ディーゼル発電機等の非常用電源設備の多重化、多様化、それから水密化、それから、重大事故対策として、さらに代替電源設備、これはSBOが非常に今回の事故の教訓でありますので、そういったことを踏まえまして、可搬型と常設の代替電源設備等の設置を求めているところでございます。

○藤野委員 東電社長にもお聞きしたいんですが、今回のものを別にすれば、日本のトラブルの二、三を争う危険なトラブルだという吉田所長の指摘、社長の御認識はどのようなものでしょうか。

○廣瀬参事人 お答え申し上げます。

パイプに穴があいて水が出てきてしまったというので、非常用ディーゼルは二機あったわけですが、そのうちの二機が水につかっちゃったというので、当時の発電所員も、すぐ発電を停止する、もちろん、それ自身、非常用のディーゼルですって使っておらないわけですから、でも、そうした事になったというので、すぐに発電をとめる、そういう意味では極めて大きな事象、事故であったというふうに考えております。

○藤野委員 規制委員長も大変重大な事故であった、極めて大きな事象であったということなんですけれども、吉田所長が言っているように、大変なだけども余りそういう扱いをされてはいないということなんですか。

先ほど廣瀬社長が、紹介されているそのとおりで、おっしゃったんですけれども、最終報告書というのがあるに、いろいろあるのかなと思っております。私を取り寄せたんですけれども、非常に薄いですよね。

本文というのは、表紙を抜いて、本文が始まっ

て、六ページしかない。概要は、この紹介しているものなんですけれども、今おっしゃった非常用ディーゼル発電機が水につかっちゃったということは一カ所だけ出てきません。しかも、一部に浸水としか書いていなくて、非常にあっさりしている。吉田所長が日本で一、二を争うトラブルだと言っている認識と、この報告書のギャップというものが、私は感じられてならないわけですね。

○藤野委員 配付資料の三枚目に、青色でお示しして、この中にある資料なんですけれども、要は、一部に浸水と書いてあるのは、何かワンスポットという、報告書を読んだら一瞬そう思いかねないんですけれども、これは床全部が水につかっちゃっているわけですね。地上何メートルなのか聞いていたらわからないというお答えでしたけれども、要は、もう全部つかっている、このエリア全部が。

ですから、一部に浸水という、この短い報告書の中のさらに一行、一部だけでこのことが済まされていくというの、実態とも合わないんじゃないか。

さらに驚いたのは、この対策のところなんです。恐縮ですけれども配付資料に戻っていただいで、二枚目の下の方に「再発防止対策」というのがあると思うんですが、この「再発防止対策」というところに、溢水という言葉が一つも出てこないんです。大変だったのは、水でディーゼル発電機がつかっちゃったということ、吉田所長は物すごい大きなトラブルだとおっしゃっているわけですが、それにもかかわらず、そういうことを受けた再発防止策のところ、そういう言葉が全然出てこない。

私が逆に驚いたのは、二行目で、「点検性、保守性等の改善を図るべく」という言葉があるんですね。何か、そこにあつた計器が、点検がまずあつたとか、保守性がまずあつたとか、そういうレベルの報告書になっているし、対策になっているというの、ちょっと正直言って驚くわけなんです。

重ねて廣瀬社長にお聞きしたいんですが、この

ギャップは何なんだと。吉田元所長が、物すごく大きなトラブルだ、今回を除けば日本のトラブルの一、二を争うようなことだったのに、報告書はこういうことになっている。何でこんなに違うんでしょうか。

○廣瀬参事人 お答え申し上げます。報告書の記載の様式については、二十年以上前のことですので私もよくわかりませんが、ただ、実態としては、我々としてしっかり受けとめ、今先生の御指摘のところにつきましても、もう少し詳しく御説明をさせていただきまして、先ほど申しましたように、海水を引き込むパイプでございますが、埋めてあります。

したがって、そのパイプの中には当然、海水が流れていきますので、いろいろなのが流れ込む可能性がございますので、パイプの中はゴム製でライニングがしてあるということでございます。

ところが、貝であるとかそういったものがかなりの勢いで入ってくるわけですので、後でその事故原因で判明したことは、その貝類がゴムの部分をだんだん傷めて、やがて、海水ですので、周りの金属の部分に触れるようになり、そこから損傷が始まって、穴があいたということでございます。ここで問題なのは、じかにパイプを埋設してのために、点検をするとか、あるいはパイプの中の水の流れる音を聞くとか、そうしたことが、すごくやりにくい状態になっていたということ、それは非常に大きな反省点だったということでございます。

したがって、これは一号機に限らず福島のも五基全てですけれども、最近の言葉でなじみが出てしまいましたが、後で人が入っていろいろな作業ができるように、本当に大きなトンネルの中にパイプを埋設して、人が当然立って歩けるような状態にして、以降、その点検をする、一号機とかそうしたことをできるようにする、一号機

に限らず全部したということでございます。さらに加えて、そのいわゆる事故のまさに直接的な対応でございますが、これは九一年の話ですが、それ以降、九四年くらいから、いわゆる過酷事故対策というの、これは東京電力の当時の十七基の原子力ユニット全部に対して行ったわけですが、それ以降、格納容器のベントシステムをつくるわけですが、それから非常用ディーゼル発電機であるとか、それから非常用ディーゼル発電機を、それぞれの号機についていますが、号機間の融通ができるようにして、こつちで壊れたものはこつちで電気をとれるとか、そういったようなこと。

それから、非常用の代替冷却ですね、消防車を使って入れられるようにする。そういったいわゆる過酷事故対策をとってまいりましたので、こつちとその報告書に書かれた様式から先生が持たれた印象とはかなり実態は違つて、大変大きなこととして我々も受けとめ、再発防止策を含めてそれ以降の対策をとってきたということだというふうな理解しております。

○藤野委員 いろいろと対策をとられたんだとは思いますが。しかし、やはり電源喪失ということなんです。浸水する、内部溢水にする、外部からのしる。要するに、電源が喪失するという事態は、やはり対策はとられていなかった。

だから、今回、肝心の電源盤が地下に置いてあつたということ、結局は、吉田所長がおっしゃったような現実になつてしまふ。だから、いろいろ対策はとられたと言いつても、電源喪失ということにはやはり対応できていなかったということだと思つていいですね。

それとの関連で、吉田所長の証言にもあるんですけれども、お金もかかると。要するに、本格的に電源喪失が起らないような対応をしようと思つて、やはりお金がかかるということ、そういう影響もあつたのかなというふうな思つておられます。

ちょっと論点を変えまして、原因究明という点では同じなんですけれども、政府事故調が行つた

ヒアリングというのは、先ほど言ったように七百七十名ということで、大変貴重な証言、私も幾つも見せてもらっております。

非常に重要な証言だと思っております。しかし、現在、二百三十名程度しか公開されていない。七十です。大抵三割未満ということになります。七割が闇の中ということで、これでは、安倍総理自身が本会議で、原因究明というのが重要だということにおっしゃっているにもかかわらず、その原因究明の第一級資料が公表されていない。これは、残りの七割も公表すべきではありませんか。

○中井政府参考人 お答えいたします。

政府事故調査委員会が行ったヒアリングにつきましては、事故当時の状況を包み隠さずお話しただくため、非公開を前提に相手方の任意の協力を得て行われたものでありまして、そのヒアリング記録は不開示の扱いとしております。

なお、ヒアリング記録は非公開が前提ですが、ヒアリング対象者本人が同意する場合には、開示して問題はないと考えられることから、ヒアリング対象者に対して意向確認を行い、同意が得られたものについては順次開示してきておるところでございます。

ということでございます。御本人の意向を尊重した対応ということで御理解いただきたいと思っております。

○藤野委員 本人の意向ということで、わかるるところもあるんですが、実際、二百三十名の方が公開されているわけですね、ほぼ実名で。

ちよつとこの点で、非常に重要な方々の名前を私は探したんですけれども、なかつたので確認したいんですが、キーパーソン中のキーパーソンと言われております元東電会長の勝俣氏、あるいは元社長の清水氏、元副社長の武藤氏、元技術フェローの武黒氏という方の証言というのは本当に重要だと思っておりますが、これはヒアリングはされているんでしょうか。

○中井政府参考人 お答えいたします。

政府事故調査委員会が行った関係者からのヒアリングにつきましては、事故原因や被害の原因を究明するため、非公開を前提に任意の協力を得て行つてきております。このため、ヒアリング対象者の氏名や所属を含め、非公開としておるところでございます。お答えすることは差し控えていただきたいと思います。

ただし、政府事故調査委員会の報告書には、清水社長と武藤副社長に対してヒアリングを行った旨、記載されておるところでございます。

○藤野委員 これを見させていただきまして、当時の経産大臣だとか、あるいは総理大臣、官房長官、環境大臣という方々が重要な証言をされておりますし、このカウンタートパートといいますが、事故のまさに中枢にいらつしやつたこの四人の方、国民はまさにこの方々の声が聞きたいというふうにおっしゃるんですね。それなのに、ヒアリングしたかどうかすらも明らかにしない。もし、していただかしたら、私はこれは政府事故調査の大変なあれだと思つておられますけれども、しているとは思つておりますが、それを公開していかないということであり

ます。先ほどの御説明だと、要するに、本人が同意していれば出せるんだと。ということは、この四人の方は同意をしていないということなんではないでしょうか。

○中井政府参考人 恐縮でございます。繰り返しになりますが、政府事故調査委員会が、ヒアリングにつきましては非公開を前提に相手方の任意の協力を得て行われております。このため、ヒアリング対象者の氏名や所属を含め、個別のヒアリング記録についてお答えすることは差し控えていただきたいと思います。

なお、政府事故調査委員会の最終報告書等において、そのコメントが引用されております東京電力の役員のヒアリング記録は、現時点で公表されているヒアリング記録には含まれておりませんが、非公開を前提に行つた調査の開示につきましては、今後とも本人の意向を尊重すべきと考えて

おります。○藤野委員 やはり、それでは国民の思いには応えられないと思つて、総理がおっしゃつた事故原因の究明にとつてもやはりマイナスイメージだと思つております。

二百三十六名の方が現在ほぼ実名で公表されておりますが、そのうち、私が数えたところでは、二十二名が東電の関係者、ほぼ一割なんですね。部長とか現場の先ほどの吉田さんもそうではありません。にもかかわらず、そのトップが、中身が見られない、証言が読めないというのはどう考えてもおかしいと思つております。

政府は努力されていると思つております。内閣官房のホームページを讀ませてもらいますと、二〇一四年六月五日に、菅官房長官が、原則非公開だけれども同意を求めるといふことをおっしゃつて、それを受けて、二〇一四年六月二十七日には、公表についてということで、ある意味お願ひを發出されているし、その後、十二月二十五日と三月二十六日ですか、私が見た範囲では、要するに、たびたび公開に応じてほしいということをしてきているということ、これは私は、そういう意味では、国民の立場に立つた対応だということに思つております。

にもかかわらず、三回も四回も、何回もやつていのに応えていないと。それがまさにキーマン中のキーマンであるということ、これはちよつとやはり許せないなというふうに思つて、なおさら逆に、これだけ隠されると、何か物すごく重要なことを言っているんじゃないかということにもなりますので、引き続き、内閣官房として、今までやつてこられたように、粘り強く、そういうしたまに中心人物の声を国民に届けるという仕事をしたいと思つておられます。

○宮沢国務大臣 まさに先駆けとしまして、東京電力は、今回、送配電部門の法的分離をお願いしているわけでございますけれども、ホールディングス制というように移行しておりますし、また一方で、燃料部門、調達部門、また火力発電部門につきまして、中部電力とのアライアンスという形で一歩進んだ形を進めるなど、やはりかなり先行した形の経営をしていただいていると思つております。

○藤野委員 ありがとうございます。まさに、東電がどうなるかというのは、電力システム改革を占うかと思つて、それよりも帰趨を左右する大問題だと思つております。しかし、その東電が、今、再建計画が一体どうなつていのかということ、先ほどいろいろな御質問もありましたけれども、東電にお聞きした

ておりました。私も、若干重なる部分もあると思つておりましたが、お聞きさせていただきたいと思つておりました。

何といつても、東電のあり方をお聞きしたいんです。といつても、電力システム改革という場合、日本の総販売電力の三分の一を占めている東京電力のあり方がどうなるかが決定的だと思つておられます。大臣にこれをまず確認させていただきたいんです。

原子力損害賠償支援機構運営委員会が二〇一三年十一月二十五日に発表しました新・総合特別事業計画の策定についてという文書の中で、東京電力が電力システム改革を先導する諸改革に積極的に取り組み、新生東電ともいふべき新たな姿を示すことと書いておられます。先導するということですね。そして、今の新・総合特別事業計画の中にも、大臣が認定されたものの中にも、東電は電力システム改革の先駆けという表現があるわけであり

ます。そこで、こうした東電の改革というのが電力システム改革全体についての先駆け、先導という位置づけだと思つておられますが、この認識で間違いないでしょうか。

○宮沢国務大臣 まさに先駆けとしまして、東京電力は、今回、送配電部門の法的分離をお願いしているわけでございますけれども、ホールディングス制というように移行しておりますし、また一方で、燃料部門、調達部門、また火力発電部門につきまして、中部電力とのアライアンスという形で一歩進んだ形を進めるなど、やはりかなり先行した形の経営をしていただいていると思つております。

○藤野委員 ありがとうございます。まさに、東電がどうなるかというのは、電力システム改革を占うかと思つて、それよりも帰趨を左右する大問題だと思つております。しかし、その東電が、今、再建計画が一体どうなつていのかということ、先ほどいろいろな御質問もありましたけれども、東電にお聞きした

いんですが、現在、東電は、二〇三〇年代前半までに、どれぐらいの利益を出して、どれぐらいの株式価値を実現しようとしてされているんでしょか。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。

これも、先生のお配りいただいた資料、ちょっと数字だけ読み上げておわかりにならないと思いますが、これを使わせていただきますと、これは、今おっしゃった昨年一月十五日に国から認定をいただいた新しい総合特別事業計画でございます。

この下の青いところでキャッシュフローというのがございますが、そこから上に四つか五つあったところに経常利益というのがございまして、ずっと横を見ていただきますと、千五百億程度の経常利益を出していきたいということで、これはあくまでもうちの計画でございますので、こうしたことで、何とか今後福島とにかく私ども責任をしっかりと果たしていかなければいけませんし、そのためにももちろんお金も必要ですし、それから、事業価値を上げて株の売却によって除染費用を負担するというのもございます。そうしたことでこの計画をつくらせていただいで、国に認定をいただいたところでございます。

○藤野委員 資料を御紹介いただいたので、私も紹介したいんですが、この資料の右下に注書きがあるんですけども、二〇一四年七月から柏崎刈羽が順次再稼働するということが大前提の計画になっております。二〇一四年七月ということでもう過ぎていくわけですから、結局、今、柏崎は全然動いていないということになります。

ここで、やはり社長にお聞きしたいんですが、この動いていないというもとの、この計画が金額的にどれぐらいのマイナスの影響を受けているのか、決算前ですの予想という形になるかもしれないんですが、お答えいただければと思います。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。

これもまた、先生のお配りいただいた資料を使

わせていただいで恐縮でございますけれども、当然のことながら、原子力発電所が動かない場合に収支に与える影響というのは、原子力発電所が動いていなければ発電したであろう電気を、ほかの火力になると思いますが、火力で一体どのぐらいの値段でつくられたら、その燃料費の差になりませんが、その差額で影響を計算するという事になりますので、一定の条件を置いてやります。例えばここであれば、左の下の方に百十ドル・パドル、為替百円、これは一年以上前の計画ですが、こうしたことになっております。

したがって、数字は動いてしましますが、一般的に、一基当たり一カ月で百億、サイズによっても違いますが、そのぐらいの差が出てまいりますので、年間にしますと、何基動くか、もちろん四月から三月までずっと動き続ける場合もございまして、例えばこの計画では七月から動くというようなことになってございまして、違いますが、この計画では、当初、最初に、一四年度は左から二つ目ですね、この辺でありますと三千億円ぐらいが年間通して、ここでは四つを順次動かしていくということになっていまして、そのぐらいの差がございまして。

ただ、一方で、私ども御存じのように相当なコストダウンを今しております、一四年の三月期という一番左のものでは、これは去年の三月の話です。決算が出ておまして、結果として、先ほど示した千五百億ぐらいの数字が並ぶものの三つ上に九百九十七億という営業利益がございまして、ここから特別負担金というのを抜いたのが、下の二百七十一に近くなつていくわけですから、このレベルでいいますと、抜く前でも九百五十億ぐらい、それから抜いた後で四百五十億ぐらいの利益を出すことができました。

それから、今年度、これはもう間もなく決算を公表するので、まだ正確なことは申し上げられないのですが、今年度も、この計画にあるような二千六百七十七億ですか、これに近い数字を今出すべく、ちょうど決算が終わろうとしているところ

でございます。

○藤野委員 今おっしゃったように、動いていないことかななり大きな、三千億円を超えるような狂いが生じている、それを埋めるためにいろいろやっていると、コストダウンということで、結局これいつまでもつかいというところで、結局これいつまでもつかいということだと思っております。先ほど質問もありましたけれども、やはり、もうそろそろまたない時期に来ているんじゃないかと、いうふうにも思います。

そこで、やはり再稼働ということがどうしても問題になると思うんですが、規制委員会にお聞きしたいんですが、柏崎刈羽の再稼働について、今どこまで審査が進んでいるんでしょうか。

○櫻田政府参考人 柏崎刈羽原子力発電所六、七号機の審査の進捗状況ということでお尋ねがあったと思いますが。

この発電所の審査につきましては、現在、地震、津波関係とかプラント関係とかいろいろございまして、審査を続けているという状況でございます。実は、本日も先ほどまで基準地震動についての柏崎刈羽六、七号機の審査をやつてございまして。

これまでのところ、地震、津波関係では、敷地及び敷地周辺の地下構造でありますとか、地震や地すべりによる津波の評価等について審査してきてございます。また、プラント関係においては、格納容器の圧力逃し装置、これはいわゆるフィルターベントと言われるものでございまして、先ほどお話しした、内部で水があふれた場合の対策、こういったものについて審査を実施してきていましてございまして。

今の進捗状況ということでいいますと、こういうようなことでございまして、まだ論点は残っておりますし、事業者の対応を踏まえながら厳正に審査を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○藤野委員 やはり、はっきり言えないんだとは

思いますけれども、ことしの秋ごろには終わるといふような報道も一部されている状況であります。

しかし、審査は進んでいくのかもしれないが、私は北陸信越ブロックの選出なんですけれども、その中に新潟県もありまして、泉田知事との間のお話なども聞いておられますと、地元同意という点では非常に厳しいものがあるというふうにも思っております。再稼働について、福島事故の検証が先と、まさにその事故の原因究明を含めて検証が先だということをおっしゃっているわけ

で、審査とは別に、やはり肝心の地元の同意が得られる見込みがないというのが現状じゃないかというふうにも思っております。

ですから、ここで社長にお聞きしたいんですが、もし柏崎刈羽が動かなくなったら、今の総合特別事業計画、あるいは改定されるものもそうですが、成り立たなくなる、こういう認識でよろしいでしょうか。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。

先ほどのとおり、総合特別事業計画の中では、収支を十年にわたって計算してまいりますので、どこかの段階で発電所を再稼働して、七つございまして、それをどういう形で順次再稼働するのかが、ということをお聞きしたいんですが、先ほど申し上げたような金額が変わつてまいりますので、再稼働の有無が大きく収支に影響を与えるのは事実でございます。

○藤野委員 大きく収支に影響を与えるというところ、そうだと思うんですね。結局、電力システム改革の先導役である東京電力と、その東電の行方というのが柏崎刈羽原発の再稼働に左右される、しかし、それは全然見逃せないというわけであり

いるのではないかというふうに思うんですね。
日本の電力の三分の一を占める東電がそういう状況であるということで、法的分離というお話が先ほどもありましたけれども、あたかも国民的には、分離されるのかな、もしかしてリスクも分離されるのかなという思いの人もいるかもしれませんが、結局は一体といいますか、原発に左右されるということ、そういう意味では、これは分離という名に値しないというふうに言わざるを得ないと思うんです。

だからこそ、これもお話がありましたけれども、全面自由化といいますが、原発を優遇するさまざまな制度を幾つも検討されている。本法案の附則七十四条一項、二項でそれぞれ、検証とその検証を踏まえた必要な措置を講ずるということでありまして、そういう意味では、これまでであればビジネスとして成り立たない。全面自由化といいますが、こうまでして東電をいろいろ助けているということ、これはやはりこういう原発というのもきつぱりやめるべきだというふうに思っています。

その上で、これまで述べてきた柏崎刈羽の再稼働というのが、ある意味古いビジネスで東電をもうけさせようということであるとすれば、今のシステム改革あるいは本法案の議論というのは、新しいビジネスでも東電に新たなもうけを得させようという仕組みも入っているというふうに思うんです。

本法案によって電気、ガス市場が全面自由化されまして、電力で八・一兆円、ガスで二・四兆円、合わせて十兆円を超える市場が生まれます。海外を含めれば、日本再興戦略にも書かれておりますけれども、二〇二〇年に二十六兆円の内外のエネルギー市場が生まれるということで、成長戦略の柱として安倍政権も位置づけられているわけですが、問題は、この市場がいつせいで始まるというよりも、はつきり言って、既に電力がかなりのプレゼンスを占めながら、そこでさらにもうけやすくするという側面があるんじゃないかと

いうことなんですか。
前提としてお聞きしたいんですけども、先ほど包括アライアンスの東京電力と中部電力のお話がありました。これも私は大変重要な動きだというふうに思うんですが、もともと日本のLNGの購入というの、一番が東電で二九％、二番が中電で一六％、二つ合わせて四五％ということ、三位と四位が東ガスと大ガスということなんです。ですから、もともとLNGというの電力会社がトップを占めているということでありまして、そういう上流だけでなく、下流というか販売ベースでも、既に電力の動きは活発でありまして、

配付資料で五番目におつけさせていただいていまして、この間、一応ガスでも自由化が行われてきて、新規の参入者もかなりあるわけなんです。というか、電力では五割くらいしか占めていないのに、ガスでは多いときは一七％、足元では減っていますけれども、参入が進んでいた。その内訳がこの上の円グラフの左の方になります。事業区分。

これはちょっと潰れて申しわけないですけれども、電気事業者というのが三八％になっております。これは三八％なんですけれども、内訳をちょっとお聞きしたいんですが、この下の関西電力の七十九件というの、あわせてちょっと御答弁いただければと思います。

○多田政府参考人 先生お配りのガス事業便覧平成二十六年版、下にございますけれども、このガス導管事業者による大口供給の中で、電気事業者、上の方から数えますと、左にあります三番目、関西電力七十九件、そして二番目に、右の方の上から二つ目にあります東京電力二十六件、そして中部電力二十三件、こうした三社の中で占めているということでありまして、

○藤野委員 ありがとうございます。
今御答弁がありましたように、要は電力事業者というのが大変大きなシェアを占めているということになります。

実際、関西電力のガス販売量あるいは東京電力のガス販売量というの、それぞれ九億立方メートルあるいは一億立方メートル、中部電力は三億立方メートルということ、大変大きなものがあります。
要は、こうしたものを、今既に、LNGを初め大きなプレゼンス、地盤を持っているといいますが、新たに何かつくる必要がない。東京電力はLNGの基地を十九も持っておりますし、中電は十個持っているということでありまして、二つ合わせれば相当なものになります。ですから、新たな設備投資なく、まあ若干するのかもしれないが、市場でもうけることができる。

今回の法案によって、二千四百万世帯の一般家庭と、あと百二十万の事業所、工場やさまざまな商業施設というのが開放されるということで、結局は、今すぐにでも戦えるプレーヤーにそういう市場を開放してあげるといのが、今回の法案の非常に大きな特徴だということに思うんですね。
具体的な報道もなされておりました、東京電力は、現状ではガス設備のエンジニア機能を持っていない。いろいろなエンジニアリングですね。他方、中部電力と親密な関係にある大阪ガスは、当たり前ですけれども、これを持っている。だから、中部電力を介して、大ガスが持っているさまざまな機能を東電が使える、直ちに工場や商業施設で新たなビジネスチャンスがふえるということ、そういう意味では、今回の法案の一つの大きな特徴というの、ここにあらわれているというふうに思うんです。

その上で、廣瀬社長にお聞きしたいんですが、そうやって新しいビジネスを開拓されたりしている。いろいろ開拓するわけですけれども、一方で、新・総合特別事業計画に書いていられるように、責任と競争、この二つの使命を負っていらっしゃると思うんですが、この二つの使命というの、どのようにこれから両者を両立させていこうというふうな思っているのか。

というの、中部電力さんと新たにJERAを

つくられて、大いにもうけようと。今度社長になられる中部電力の垣見氏は、要するに世界で戦えるグローバル企業を目指すんだ、もうかるんだというのが前面に出た会見をされて、それはそうだと思います。一方で、同じ日の記者会見で、会長に就任される東電の内藤さんは、利益を上げて福島復興に使っていくとおっしゃったわけですね。

かなりニュアンスが違っていると思うんですが、この両者のアライアンスと、そして、その中で責任と競争という特別の使命を負っている東電というの、どのようにそれを両立させていくというふうにお考えになるのか。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。
先ほどからお話に出ております新しい総合特別事業計画において、私も責任と競争を両立させていくのだということの本当に最大のミッションというふうに位置づけております。

要は、責任というのは福島復興でありまして、これには、損害賠償あるいは廃炉、あるいは福島復興であるということがございますが、当然、それもお金がかかるのは事実でございます。したがって、これを我々の中で面していく必要がございます。かなりの大きな金額でございます。

一方で、まさにシステム改革がこれから始まって、来年の四月からは全面的に自由化が始まるということですので、これまでのように地域独占という形ではなくて、我々は、お客様に選ばれない限り、どんどん売り上げが落ちてしまう。

実際に、先ほど先生はガスの例をお出しになりましたけれども、私も、二〇〇〇年から既に大口の自由化、逐次拡大してきておりますが、その自由化された部門では、東京電力の場合ですが、既に一〇%以上のお客様が東京電力から電気をお買いになっていらっしゃるという事象がありますので、そういうことでは我々はあの福島の責任を果たしていけないと考えております。
競争の中でしっかりと勝つことと、それから福島

の責任を果たしていくという事は、一見かなり矛盾するような事かも知れませんが、実際は全く矛盾する事ではなく、私もがしつかり立って責任を果たしていくために、競争にもしつかり打ちかかって、打ちかつというか、お客様からしつかり選んでいただくことが必要だというふうを考えております。

○藤野委員 矛盾する事はないとお話なんですが、やはり矛盾すると思うんです。事前に話を聞いて、柏崎刈羽の再稼働というのはどっちに入るんですかと聞いたら、お答えがないんです。収支だと。それは収支の話であつて、しかし、そもそも会社のあり方を左右する柏崎刈羽の位置づけがない。包括ファイアランスはちゃんと入っているんですけれどもね。

ですから、二つの両輪というふうなものうちの一個がうまくはまらないという事は、やはり、責任と競争というものの相反する性格というのをあらわしているというふうに思います。これは、東電にとつてもやりにくいだろうし、提携相手である中部電力にとつてはなおさらやりにくいんじゃないかなというふうに思うんです。

結局、全面自由化といながら、大変重い責任というのを東電に求めざるを得ない、ここにやはり今回の改革の矛盾があらわれていると思ひます。やはり、この点でも東電のきつぱりした処理が求められているという事を強く指摘しておきたいと思ひます。

重ねて、ガスシステム改革についてお聞きします。先日、当委員会でも中根委員の質問に対しまして、ガス業界の皆さんに納得していただいたというふうに宮沢大臣が答弁をされて、ああ、そうなのかというふうに私は思つたんです。

といいますのは、経産省の総合資源エネルギー調査会ガスシステム改革小委員会が報告書をしたの一月に出されておりました、私も興味深く読んだんです。これはことし一月なんですけれども、ここには、中心部分であるいわゆる導管網、

導管部門の中立性について、まどめというところにあるんですが、結局は両論併記という形になっております。

なかなか珍しい報告書だと思つて読んだんですけれども、要は、一月のときは両論併記、しかし今ここで法案が出て審議している、宮沢大臣は納得してもらつた。ここにもやはり大きなギャップを感じるんです。

ちよつと、ここでの納得したというその議論の経過やポイントを御紹介いただければと思うんですが。

○宮沢国務大臣 まさに、ガスシステム改革の検討を始めまして、そのプロセスの中で、法的分離などの論点について事業者からいろいろと昨年夏以来、御懸念が示され、さまざまな議論がございました。

そして、審議会におきましても、二十一回議論いたしましたけれども、六回は法的分離を集中的に議論いたしました。その段階では、まさにそういう報告書という形でまとまりました。

その後、政府として法案を提出する作業を行つておりまして、その段階でも、もちろん電力関係の方からも、ガス関係の方からもいろいろな意見交換を丁寧に行いました。

結局、法制化に当たつて、法的分離に必要な準備期間を確保してほしいというふうな、電力と同じタイミングには少し難しい、したがつて準備期間を確保してほしいということや、保安といったことについて政府が必要な施策を推進するというふうなことを法案に明記するというふうなことをいたしました。最終的にガス業界の納得もいただき、また与党である自民党、公明党の御了解もいただいで、提出をしたところでございます。

○藤野委員 納得いただいたということですが、やはり、先ほど来の審議にもありますように、大きな不安と懸念が広がっているというのが実態だというふうに思ひます。

そもそも、なぜガスについて自由化を急ぐのかという現実的必要性がやはり誰にもわかりにくい

というふうにいるんです。電力については、三・一が起こり、実際に電力の需給が逼迫するといふことが起こり、国民全体が身をもって実感したわけですね。ガスについてはそういう固有の必要性というのが全くよくわからないというもどで今議論が進められている。むしろ、電力に比べれば、先ほど言いましたけれどもガスでは新規参入が進んでいってわけでありまして。

ちよつと、前提としてお聞きしたいんですけれども、一七%まで達していたものが足元で一二%下がったんですけれども、この理由というのは何なんですか。

○多田政府参考人 ガスの新規参入が下がつたという事でございますが、幾つかの理由はあるのかと思ひますけれども、天然ガスとそれからその他の重油等との燃料転換というのが通常行われるわけでありまして、その中で、少し事業者の方が天然ガスから離れるという選択があつたのかもしれないし、もう一つは、競争に負けたガス会社の方がもう一度取り返すといったようなこともあつたのかと思ひます。

○藤野委員 これは、二〇一一年まではある意味右肩上がりでふえていて一七%までいきました、それがその後一二%まで五ポイントも急激に下がつております。

これはやはり震災の影響もあると思ひますけれども、一つはやはり、先ほどお示しいただいてきているわけですね、東電が大きな割合を占めて、東電がそうした新しい分野への、新規事業に、体力を含めて、振り向ける力が弱まってきたということなども影響しているんじゃないかというふう

に思ひます。ですから、やはりそこに再びご入れするといひますか、東電に改めてちよつとガス市場でもうけさせようというのが今回の法案のもう一つの狙いではないかというふうに思ひます。

結局、先ほど福島委員からも指摘がありましたけれども、いろいろな、いわゆるJAPEXとか

I N P E Xとか、なぜ除いたのかということも含めて、ガスについては本当に理由がよくわからないことがたくさんあるという事で、結局は、総合エネルギー市場ですか、自由化で生まれるこの市場で既存の電気事業者にさらなるもうけの場所を与えるということが一番大きな狙いなんじゃないかというふうな言わざるを得ないというふうに思ひます。

もう終わりますけれども、冒頭言いましたけれども、事実上破綻している東電のあり方が、先導役として電力システム改革を左右するというのは、こんなおかしな話はないわけで、国民のための電力システム改革を行うためにも、東電の破綻処理を強く求めて、質問を終わります。

○多田政府参考人 申しわけございません。先ほどの答弁の修正をさせていただきます。先

一七%から一二%に落ちたのは、発電所に供給していたものが子会社になつたという事で、今回の対象になる大口供給のカウントから外れたというのが大きな原因でございます。東京電力の姿勢とは関係のないものでございました。修正させていただきます。

○江田委員長 次回は、来る二十八日火曜日午前八時四十五分理事會、午前九時委員会を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時五十八分散會

【取扱い厳重注意】

○質問者 今のお答えは、基本的には先ほど私が申し上げたとおりの考え方で。

○吉田所長 それは今までの原子力の設計の考え方ですから、そこはノーというつもりはなくて、みんなが言うとおりでと思います。だけれども、実際に現場に行って、現場で見ると、なかなか通り一遍のことでできない部分がある。今まではそういうことは極めて少なかったんですけども、トラブルを経験していると、例えば、福島第一の1号機、これは前の調査委員会に加藤さんにも御説明しましたけれども、平成3年に海水漏れを起こしています。あの溢水を誰が想定していたんですか。あれで冷却系統はほとんど死んでしまって、DGも水に浸かって、動かなかったんです。あれはものすごく大きいトラブルだといまだに思っているんです。今回のものを別にすれば、日本のトラブルの1、2を争う危険なトラブルだと思うんですけども、余りそういう扱いをされていないんですね。あのときに私はものすごく水の怖さがわかりましたから、例えば、溢水対策だとかは、まだやるところがあるなどという感じはしていましたけれども、古いプラントにやるというのは、一回できたものを直すというのは、なかなか。勿論、いろんなことをやってきました。補修工事をやってきましたけれども、完璧にやっていくのは非常に難しいし、お金もかかるという感覚です。能書きだけ言うと、さっきの話になるんですけども、それを実際に適用するとすると、いろいろ大変なところがあるというのが素直な感想です。

○質問者 わかりました。これも皆さんにお尋ねしているんですけども、横が時間、こちらが設計条件で、例えば、建築許可のときにいろいろ自然ハザードを想定して、これを守っていれば大丈夫ではないかというラインでしばらくきているときに、例えば、知見Aみたいな話が出てきて、今回、更に行くと、平成24年の10月に土木学会の津波評価技術の改定が予定されておりましたけれども、そのときに必要だったのは間違いなく、ここまで上げなさいということになれば、こうなって、すぐには無理で、対策工事が必要なので、完成した時点で、こういうふうになるかと思うんです。まず1つ目のお尋ねなんですけれども、この間、どうするかということについて、これはどんなふうな対応を取られるのでしょうか。

○吉田所長 非常に理想的に書くと、こういう図式なんですけれども、例えば、24年の10月に土木学会が開かれるとすると、大概、そのときにAかBかという結論になるわけです。10mなのか、5m、6mでいいのか、はたまた15mで行くか。多分、学会でOKが出る1年ぐらい前には、大体、いろんな議論の中で見えてくると思うんです。今年末から来年の初めぐらいには大体出てくる。その×は、土木学会のものが出たから×ではなくて、多分、土木学会が出る前に、ある程度、こちらの方針を決めざるを得ない。それで土木学会が出て耐えられるようにするというのが我々の電力としてのノウハウだと思うんで、土木学会が出ていっても、その前に議論が多分あって、ほとんどもうこれだよねと言いながら、いろんな先生の話聞きながら、最後は詰めをやっているというような学会の普通の進め方ですから、素案が出て、そこで15mでやむなしというのであれば、23年ぐらいから、早目から準備を始めておく。さっきのあれではないですけども、予算も含めて、

原子炉施設故障等報告書
(最終報告)

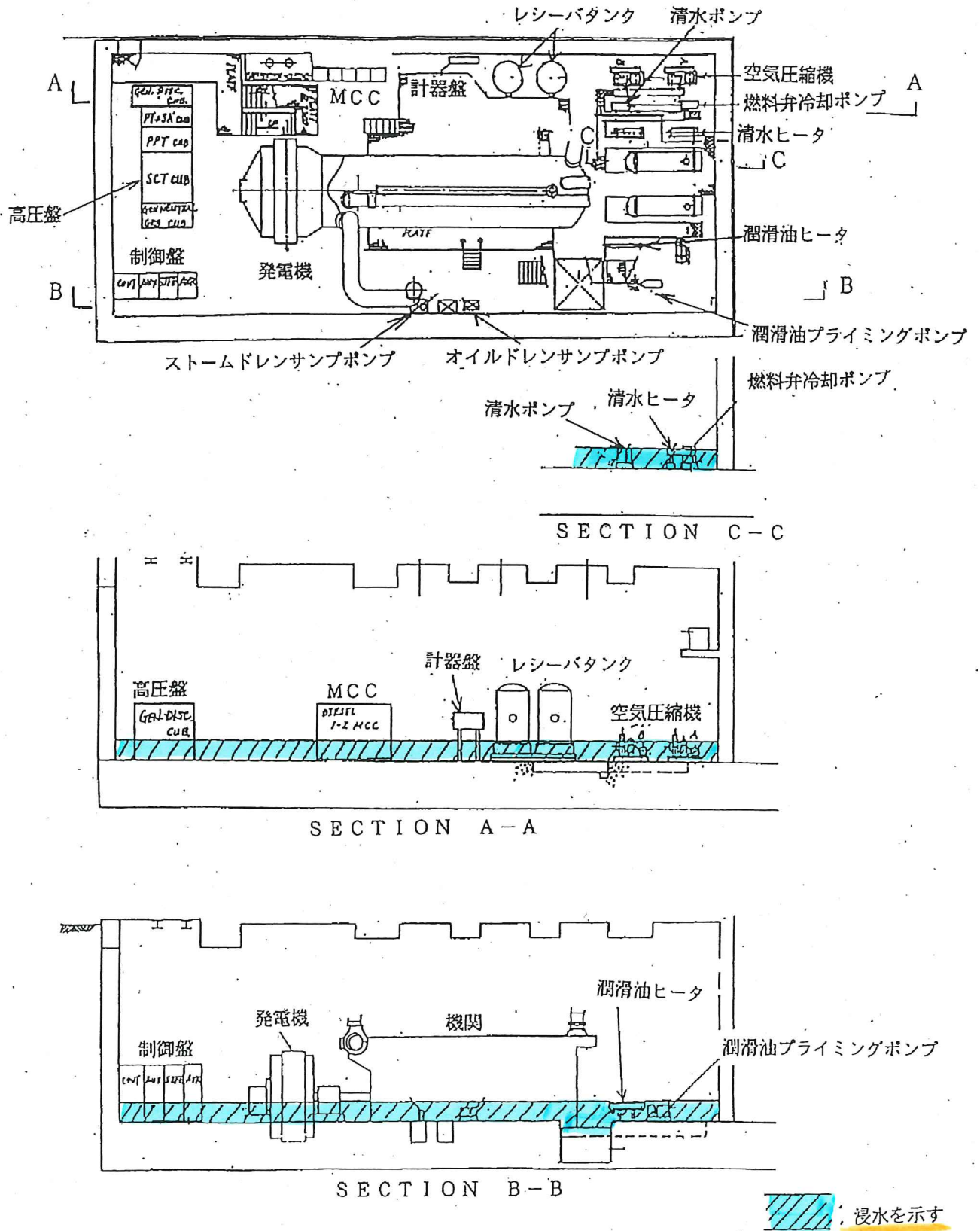
平成 4年 3月 6日

東京電力株式会社

件名	福島第一原子力発電所1号機 補機冷却水系海水配管からの海水漏えいに伴う原子炉手動停止について
事象発生の日時	平成 3年10月30日 18時30分 (出力降下開始)
事象発生の場所	福島第一原子力発電所1号機
事象発生の原子炉施設名	補機冷却水系海水配管 (埋設部)
事象の状況	<p>1号機は定格出力(460MWe)で運転中のところ、平成3年10月30日17時55分頃パトロールにおいて、タービン建屋地下1階(南側)電動機駆動原子炉給水ポンプまわりの床面より湧水を発見したため、原子炉を手動停止し原因を調査することとした。</p> <p>このため、同日18時30分より出力降下を開始し、20時40分発電機を解列した後、23時45分原子炉を手動停止した。</p> <p>調査の結果、電動機駆動原子炉給水ポンプ付近の床下に埋設されている補機冷却水系海水配管の母管より分岐し原子炉給水ポンプ用空調機へ供給する配管の分岐部近傍に貫通穴があいていることを確認した。また、当該部を除く他の部位からは漏えいがないことを確認した。</p> <p>海水漏えいにより、1-2号共通ディーゼル発電機及び機関に一部浸水が確認されたが、工場で点検修理を行った後、現地での全体的な機能試験を実施し、その健全性を確認した。</p>
事象の原因	<p>補機冷却水系海水配管から海水漏えいに至った原因は、以下のように推定される。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貝等の異物によりライニング表面に傷ができ、この傷が徐々に拡大しライニングが局部的に損傷した。 (2) その後、海水が局部的に損傷されたライニング部に浸透し海水による材料の腐食減肉が内面より徐々に進行した。 (3) その結果、当該海水配管の一部が局所的に貫通し、海水の漏えいに至った。
保護装置の種類及び動作状況	該当せず(原子炉手動停止)
放射能の影響	なし
被害者	なし
他に及ぼした障害	なし
復旧の日時	第1.6回定期検査(平成4年1月7日~7月28日)において復旧する。
再発防止対策	<p>補機冷却水系海水配管の取替えを実施する。なお、取替えに当たっては海水漏えい箇所が埋設部であったことに鑑み、点検性、保守性等の改善を図るべく、海水配管の架空化を実施する。</p> <p>併せて、当該工事で新設される配管の内面には、現状のタールエポキシライニングと比較して施工性、管内面との密着性及び耐剥離性等に優れているポリエチレンライニングを施工することとする。</p>

G1,0010 TRA MCH03-13-3 004R00

漏えい箇所周辺の機器類の点検結果



1-2号共通ディーゼル発電機室内の浸水状況図

東北地方太平洋沖地震発生時点でもまったく工事を実施していなかったことが、本調査によって明らかになった。一方、保安院も、耐震補強工事を含む耐震バックチェックを急ぐ必要性を認識していたが、東電の対応の遅れを黙認していた。

東電と保安院は、本事故後の解析・評価によって、5号機の安全上重要な配管本体及び配管サポートに耐震安全性が確保されていない箇所があることを確認している。それらについて東電は、現地で目視調査をしたところ有意な損傷がなかったとしているが、非破壊検査等の詳細調査はなされておらず、地震動による破損がなかったとは何ら結論できない。さらに、5号機よりも古い1～3号機、特に設計が大きく異なる1号機で地震動による損傷がなかったかどうかについては何も言えない。「第2部(2.2.1)」で述べるように、東北地方太平洋沖地震による福島第一原発の地震動は基準地震動 S_s を上回るものだった。ところが、そのような地震動に耐えられるような補強がほとんど行われずに、耐震脆弱性を抱えたまま、3.11を迎えることになったのである。

1.2 認識していながら対策を怠った津波リスク

福島第一原発は40年以上前の地震学の知識に基づいて建設された。その後の研究の進歩によって、建設時の想定を超える津波が起きる可能性が高いことや、その場合すぐに炉心損傷に至る脆弱性を持つことが、繰り返し指摘されていた。しかし、東電はこの危険性を軽視し、安全裕度のない不十分な対策にとどめていた。

平成18(2006)年の段階で福島第一原発の敷地高さをを超える津波が到来した場合に全交流電源喪失に至ること、土木学会手法による予測を上回る津波が到来した場合に海水ポンプが機能喪失し炉心損傷に至る危険があるという認識は、保安院と東電との間で共有されていた。

改善が進まなかった背景には少なくとも3つの問題がある。第一は、保安院が津波想定の見直し指示や審査を非公開で進めており、記録も残しておらず、外部には実態が分からなかったこと。第二は、津波の高さを評価する土木学会の手法の問題である。この手法は電力業界が深く関与した不透明な手続きで策定されたにもかかわらず、保安院はその内容を精査せず、津波対策の標準手法として用いてきた。第三としては、恣意的な確率論の解釈・使用の問題がある。東電は不公正な手続きで算出された低い津波発生頻度を根拠として、対策を施さないことを正当化しようとしていた。一方で津波の確率論的安全評価が技術的に不確実であるという理由で実施せず、対策の検討を先延ばしにしていた。

東電の対応の遅れは保安院も認識していたが、保安院は具体的な指示をせず、バックチェックの進捗状況も適切に管理監督していなかった。

今回重大な津波のリスクが看過された直接的な原因は、東電のリスクマネジメントの考え方にある。科学的に詳細な予測はできなくても、可能性が否定できない危険な

収支の見通し【柏崎刈羽原子力発電所2～4号機を織り込む場合】

(単位:億円)

	2014年3月期 (見込)	2015年3月期 (計画)	2016年3月期 (参考)	2017年3月期 (参考)	2018年3月期 (参考)	2019年3月期 (参考)	2020年3月期 (参考)	2021年3月期 (参考)	2022年3月期 (参考)	2023年3月期 (参考)	
主要計数											
B/S 純資産	14,978	16,648	18,593	19,920	21,416	22,435	23,864	25,715	27,128	28,089	
自己資本比率	10.5%	13.4%	15.2%	16.5%	17.8%	18.9%	20.0%	21.6%	21.7%	21.7%	
P/L 当期純利益(損失)	6,658	1,670	1,944	1,327	1,496	1,020	1,428	1,851	1,413	961	
経常利益率	0.4%	2.5%	2.7%	2.2%	2.6%	1.8%	2.5%	3.3%	2.7%	2.1%	
C/F 期末現金及び現金同等物残高	11,824	5,141	3,184	2,327	2,971	2,795	3,390	3,616	10,160	14,821	
貸借対照表											
総資産	142,611	124,377	121,983	120,537	120,107	118,940	119,293	119,206	125,122	129,337	
純資産	14,978	16,648	18,593	19,920	21,416	22,435	23,864	25,715	27,128	28,089	
参考) 有利子負債	76,000	69,935	66,059	65,296	63,803	61,302	59,793	57,810	62,526	65,745	
損益計算書											
10年間累計額											
営業収益	64,340	66,289	63,515	60,608	59,551	59,433	59,588	58,695	57,980	57,877	607,878
電気事業営業収益	62,991	65,031	62,176	58,860	57,679	57,562	57,716	56,824	56,109	56,005	590,954
電灯電力料	59,260	61,056	58,133	54,681	53,445	53,255	53,296	52,088	50,891	50,764	546,867
その他	3,732	3,975	4,043	4,179	4,235	4,307	4,421	4,736	5,218	5,242	44,087
附帯事業営業収益	1,349	1,258	1,340	1,748	1,871	1,871	1,871	1,871	1,871	1,871	16,923
営業費用	63,343	63,783	61,062	58,611	57,265	57,624	57,274	55,860	55,383	55,478	585,681
電気事業営業費用	62,041	62,623	59,805	56,972	55,517	55,874	55,521	54,106	53,628	53,724	569,811
人件費	3,366	3,300	3,323	3,307	3,273	3,225	3,180	3,144	3,122	3,016	32,256
燃料費	29,238	27,588	24,912	21,775	20,680	21,806	21,421	20,463	19,978	19,094	226,955
修繕費	2,859	4,423	4,362	4,573	4,351	4,017	3,888	3,846	3,652	3,669	39,641
減価償却費	6,255	6,289	6,242	6,248	6,128	5,915	5,758	5,524	5,336	5,150	58,846
購入電力料	9,698	8,864	8,405	8,311	8,198	7,992	8,433	8,747	9,369	10,634	88,650
その他	10,626	12,159	12,561	12,758	12,887	12,919	12,841	12,382	12,171	12,160	123,463
附帯事業営業費用	1,301	1,160	1,257	1,638	1,748	1,749	1,753	1,754	1,755	1,754	15,870
営業利益(損失)	997	2,507	2,453	1,998	2,286	1,810	2,313	2,835	2,598	2,399	22,197
営業外収益	534	320	298	362	338	323	332	333	325	335	3,500
営業外費用	1,260	1,150	1,009	1,017	1,056	1,045	1,127	1,205	1,334	1,502	11,706
経常利益(損失)	271	1,677	1,742	1,343	1,568	1,088	1,518	1,963	1,589	1,232	13,990
特別法上の引当繰入(取崩)	5	10	10	13	12	15	14	11	96	116	303
特別損益	6,392	7	280	-	-	-	-	-	-	-	6,678
税引前当期純利益(損失)	6,658	1,673	2,012	1,330	1,556	1,073	1,504	1,951	1,493	1,116	20,366
法人税等	1	3	67	3	60	53	76	100	80	155	598
当期純利益(損失)	6,658	1,670	1,944	1,327	1,496	1,020	1,428	1,851	1,413	961	19,768
キャッシュフロー											
10年間累計額											
営業キャッシュフロー	3,850	6,930	8,364	7,599	8,448	8,192	8,462	8,820	7,599	7,149	75,413
投資キャッシュフロー	(2,906)	(7,547)	(6,445)	(7,682)	(6,301)	(5,857)	(6,347)	(6,602)	(5,761)	(5,696)	(61,143)
財務キャッシュフロー	(2,922)	(6,066)	(3,876)	(773)	(1,503)	(2,511)	(1,519)	(1,993)	4,706	3,208	(13,250)
現金及び現金同等物の増減	(1,978)	(6,683)	(1,957)	(857)	644	(176)	595	226	6,544	4,661	1,020
現金及び現金同等物の期末残高	11,824	5,141	3,184	2,327	2,971	2,795	3,390	3,616	10,160	14,821	

※ 当収支作成後の情勢変動等により、実際の業績等とは異なる可能性がある。

※ 上記収支は、原油価格(CIF):110\$/バレル、為替レート:100円/\$の前提で策定している。

※ 特別負担金は、機構法第52条に基づき、機構が事業年度ごとに運営委員会の議決を経て定め、主務大臣の認可を受けることとされている。上記収支作成にあたっては、原則500億円を特別負担金として仮置きしている。

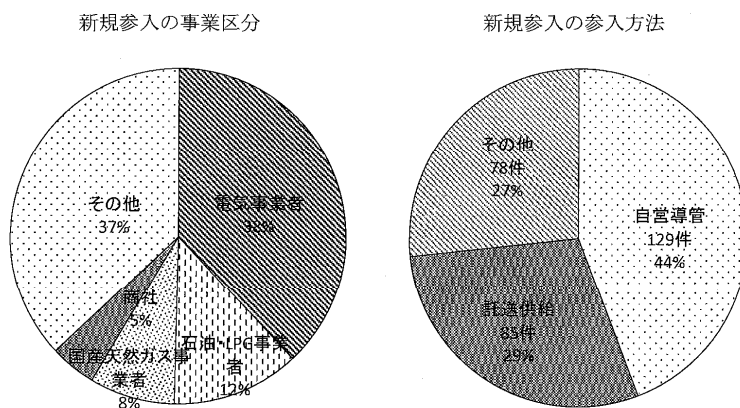
※ 収支計画上の前提として、柏崎刈羽原子力発電所の1,5,6,7号機については、2014年7月から順次再稼働(6,7号機:2014年度前半、1,5号機:2014年度後半)するものと仮定している。2,3,4号機については、再稼働までに相応に時間を要し、より不透明であることから、再稼働時期は未定とした。したがって、10年間の収支については、2,3,4号機の再稼働を織り込まない場合と、織り込む場合を試算している。

自由化部門(大口供給)の新規参入事業者に 占める電気事業者等の割合

新規参入者の事業区分を見ると、電気事業者が全体に占める割合が38%と最大となっている。背景として、電気事業者は元来発電用としてLNGを大量に扱っており、また自らLNG基地を保有しているため参入のハードルが比較的低いこと等が挙げられる。

新規参入の参入方法を見ると、自営導管による参入が44%、託送供給による参入が29%、その他(サテライト供給等)が27%となっている。

【図表 3-3-3】直近10年間のガス事業・電気事業の新規参入



出典：大口供給届出書から資源エネルギー庁作成

各地域における新規参入者の分布を見ると、新規参入が活発に行われているのは、関東、関西及び中部と、いずれも大手ガス事業者（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス）の供給区域内である。

出典：総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 ガスシステム改革小委員会（第1回）配布資料、2013年11月12日

ガス導管事業者による大口供給

(14事業者、大口供給許可・届出件数215件)

事業者名	許可・届出件数	事業者名	許可・届出件数
エア・ウォーター	7	中部電力	23
株式会社・エネルギー・サービス静岡	2	東京電力	26
関西電力	79	東北天然ガス	6
国際石油開発帝石	16	エネロップ	13
小倉興産エネルギー	1	四国電力	2
三愛石油	21	筑後ガス圧送	1
JX日鉱日石エネルギー	10		
石油資源開発	8	計	215

出典：「ガス事業便覧 平成26年版